



児童館は、児童に健全な遊び場・機会を提供し子どもの心身ともに豊かな発達ができるように支援するところです。行事の詳しい内容については各児童館にお問い合わせください。
※お金やゲーム機など貴重品は持ってこないように、また、持たせないようにしてください!



泉ヶ丘市民センター 児童館 ☎248-3453

開館時間 午前9時30分～午後6時
休館日 月曜日、第2日曜日、祝日
ただし、夏休み中は日曜日、第2月曜日

みんなで“じどうかんカフェ”しませんか?

とき 9月24日(土) 午前9時45分～
対象 小学生
定員 12人
参加料 300円(材料費)
内容 体にやさしい栄養豊かな、ヘルシードーナツを作ります。
小さな秋を感じながら、みんなでカフェしましょう!!

申込開始 9月13日(火)～

まるめてミラクル!?

とき 10月8日(土) 午前10時～
対象 小学生
定員 15人
参加費 100円(材料費)
内容 不思議な粘土を使って、いろいろな形に変身させましょう!!

申込開始 9月27日(火)～
※定員になり次第締め切ります。代金を添えて、直接児童館に申し込んでください。



東児童館 ☎248-5203

開館時間 午前9時30分～午後6時
休館日 月曜日、第2日曜日、祝日
ただし、夏休み中は日曜日、第2月曜日

ヨガでリラックス

とき 9月15日(木) 午前10時30分～(1時間程度)
対象 どなたでも参加できます。
参加料 無料
内容 ヨガエクササイズで体をほぐしましょう。
持ってくる物 ヨガマットまたはバスタオル、飲み物、タオル

簡単クッキング!!「どら焼きに挑戦」

とき 9月17日(土) 午後1時30分～
対象 小・中学生 15人
参加料 無料
内容 ホットプレートを使って、どら焼き作りをします。
申込開始 9月6日(火)～
*定員になり次第締め切ります。



西児童館 ☎242-7008

開館時間 午前8時30分～午後5時15分
休館日 祝日、第4月曜日

10月プレーパークイベント

黒石区プレーパークの岩+地域活動支援センター『れんがの家』特別イベント『プレ☆れんフェスティバル』開催

とき 10月1日(土) 午前10時～午後1時ごろまで
ところ 黒石区プレーパーク、地域活動支援センター『れんがの家』
対象 子どもからおじいちゃん、おばあちゃんどなたでも
内容 午前10時～11時30分「とり+かえっこ」開催
正午～午後1時 バザー開催(手作りクラフトかごや焼きそば、自家製燻製販売など)

持ってくる物 自宅でいらなくなったおもちゃや手作りのおもちゃ(壊れているもの、カード、ゲームは不可です)
※「とり+かえっこ」は、自宅でいらなくなったおもちゃをみんなに持ってきてもらい、それらをみんなで交換できる、ワークショップです。
問い合わせ先 ふれあい館・こども支援センターまで
午前9時～午後7時(月～金)
※祝日はお休み

インフォメーション



お知らせ

黒石原演習場の使用とヘリコプターの飛行訓練について

9月1日～30日まで飛行訓練などがありますので、演習場内に入らないようお願いいたします。

●問い合わせ先
総務課 総務・男女共同参画班(合志庁舎)
☎(248) 1112

農村集落竹林整備補助事業

農村集落に混在する未整備の竹林を整備、園地化し、タケノコや梅の生産振興を図るとともに、集落周辺の保全を維持するため、整備に係る経費(請け負わせたもの)に対する助成を行なっています。

●交付対象者
①竹林の所有権などを有する者、または竹林の管理者
②①の者から依頼を受け、竹林の園地化整備について市長の

承認を受けた整備予定竹林が存在する集落内の団体

●補助金の額
・間伐 10aあたり5万円
(10aあたりおおむね250本程度の植生に整備し、肥培管理を行なう)
・全伐 10aあたり10万円
(市が認める樹木を10aあたりおおむね50本植え付け、肥培管理を行なう)
※ただし、どちらの場合も平成24年3月31日までに事業を完了してください。

※整備前に、必ず申請を行なってください。

●問い合わせ先
農政課 農業振興班(合志庁舎)
☎(248) 1445

土壌診断助成事業

農地の土壌成分の分析を行ない、適切な肥料の散布につなげる農家に対し助成を行ないます。

●交付対象者
市に住所を有する営農者または営農団体の

●補助金の額

対象経費の2分の1以内とし、1カ所あたり1検体

1,000円を限度とします(ただし、補助金額100円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた額とします)
※平成24年3月31日までに事業を完了してください。
※土壌診断実施後に、必ず申請を行なってください。

●問い合わせ先
農政課 農業振興班(合志庁舎)
☎(248) 1445

計量器の定期検査を受けましょう

商取引や証明に使用される計量器は法律(計量法第19条)により2年に1回の定期検査を受け、合格したものでなければなりません。

検査は、次のとおり行なわれますので、該当する計量器をお持ちの人は受検してください。

●とき・ところ
10月17日(月)
・三つの木の家
(午前9時30分～11時30分)

・妙泉寺体育館(午後1時～2時30分)

・菊池恵楓園(午後3時～4時)
10月18日(火)
・市商工会 支所(午前9時30分～正午)
・JA西合志中央支所(午後1時30分～3時)

●持参品
計量器(質量計など)、手数料(1台あたり500円～2,200円)

検査対象計量器

・商店などで商品の売買に使用するばかり
・病院、薬局などで使用している調剤用のはかり
・学校、病院、保育園などで使用している体重測定用のはかり
・農協、漁協流通物資の集荷出荷などに使用するばかり
・宅配など運送業者などが貨物の運賃算出に使用するばかり
・農業、漁業などの生産者が生産物の売買に使用するばかり

●問い合わせ先
(社)県計量協会

社会生活基本調査を実施します

総務省統計局と県では、10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。

この調査は、私たちが日々どのくらいの時間を仕事や学業、家事に費やしているかや、過去1年間の自由時間について調査し、その結果は、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、少子高齢化対策などの基礎資料となります。

調査対象地区は、すずかけ台、黒石原・群、須屋区のうち、無作為に選ばれた各12世帯です。
※対象となった世帯には、9月末から10月上旬に県から事前依頼がきて通知される予定です。調査対象となった世帯